

## 令和3年度滋賀県農地中間管理機構の活動方針

### 1. 基本方針

農地中間管理機構（以下「機構」とする。）は、人・農地プランの作成主体であり農地行政の基本単位である市町およびその作成に参画する農業委員会および農業協同組合等のコーディネーター役を担う組織と連携を図りながら、人・農地プランを核とした担い手農家への農地の集積・集約化の取組を一体的に推進するものとする。

さらには、農地中間管理事業（以下「機構事業」とする。）と農地利用集積円滑化事業（以下「円滑化事業」とする。）との統合一体化の取組を円滑に進める。

これらの取組を推進することにより、農地利用の効率化および高度化のより一層の促進を図り、力強い本県農業の実現を目指すものとする。

### 2. 目標面積

令和3年度中に機構が転貸する農用地等の面積：900ha

（参考）農地中間管理事業開始時（平成26年度）における

担い手への集積目標面積：2,340ha／年

### 3. 農地の集積・集約化の主な推進方策

#### （1）事業推進の取組

##### ア 人・農地プランとの一体的推進

農地の集積・集約化の推進については、人・農地プランが有効であることから、市町が進める人・農地プランの実質化の取組に積極的に協力する。

##### イ 円滑化事業との統合一体化

農地利用集積円滑化団体（以下「円滑化団体」とする。）と調整を図りながら、地域の実情を踏まえた効果的な手法により機構事業への切換えを進める。

##### ウ 重点実施区域の拡充

農地の流動化を進めようとする機運が高い地域にあっては、地元の意向等を十分把握したうえで重点実施区域に設定し、農地整備事業を積極的に活用する等により、関係機関と連携し農地の集積・集約化を進める。

#### （2）関係機関との連携強化

##### ア 機構の各地域窓口における連携

- ・機構は、県内6か所に地域窓口を設置し、地域の実情に応じた機構事業の推進を図るものとする。
- ・機構は、県の各農業農村振興事務所に設置されている「地域農業活性化推進チ

ーム」に参画し、県と連携を図りながら農地の集積・集約化を進める。また、各地域窓口の参与である県の各農業農村振興事務所農産普及課長の協力のもと、担い手育成（新規就農者を含む）を進める普及指導活動と連携した機構事業の取組を進めるものとする。

#### イ 県、市町、市町農業委員会、J A等関係機関との連携

- ・機構は、県や市町、市町農業委員会、J A等関係機関と連携を図りながら、地域の実情に応じた機構事業の推進を図るものとする。
- ・機構は、各市町の農業委員、農地利用最適化推進委員と情報共有を図ることにより、農地の集積・集約化の推進を図るものとする。
- ・機構は、機構事業に係る業務の一部を市町、J Aに委託することで、経験豊富で地域の農地や担い手に詳しい市町およびJ A担当職員の協力のもと、円滑な機構事業の運営とその推進を図るものとする。

#### ウ 円滑化団体との連携

機構は、円滑化団体と調整のうえ、農家の同意や地域の実情を踏まえつつ以下の3つの手法により円滑化事業との統合を進めるものとする。

- ①円滑化事業による権利設定が満了するタイミングで、機構事業への乗換えを推進する。
- ②円滑化事業による権利設定を合意解約することで、機構事業への乗換えを推進する。
- ③円滑化団体が農地売買等事業により借り受け、貸し付けている農地の権利義務を、該当農家の同意のもと、機構に一括承継する。

#### エ 土地改良区との連携

機構は、農地の条件整備を行うことで更に集積・集約化が見込める地域にあつては、県や市町、地元土地改良区等と連携を図りながら、農地耕作条件改善事業など各種農地整備事業の取組とともに農地中間管理事業の推進を図るものとする。

。